

平成 25 年の監督指導実施状況について

— 監督を実施した 75%の事業場で法令違反を指摘 —

岡山労働局（局長 三上 明道）では、平成 25 年に管内の労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめました。

平成 25 年の岡山労働局における監督指導実施状況（概要）

- ◎ **監督事業場数 2,554 件 違反事業場数 1,915 件 違反率 75.0%**
- 業種別の違反率（高い順） ※監督実施件数が一定数以上のものに限る。
①製造業（81.4%） ②商業（81.0%） ③運輸交通業（80.0%）
- 主要な違反内容（違反率の高い順）
 - ◆ 労働基準法関係
①労働時間（19.5%） ②労働条件の明示（16.4%） ③割増賃金（15.9%）
 - ◆ 労働安全衛生法関係
①安全基準（23.2%） ②健康診断（17.2%） ③安全衛生管理体制（10.6%）
- ◎ **使用停止等命令処分 217 件**
- ◎ **司法処分の状況**
送検件数 29 件（労働基準法 6 件、最低賃金法 6 件、労働安全衛生法 17 件）

- 「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」のことで、具体的には、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法など）に基づき、労働基準監督官が定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入ることを言います。
- 労働基準監督官には、事業場（工場・事務所）への立ち入り、調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問する権限が与えられています。（労働基準法第 101 条）
- 適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。（ILO 第 81 条条約第 12 条）
- 関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行います。
- 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致します（司法処分）。

1 定期監督等の実施状況

(1) 監督実施事業場、違反事業場の状況

平成 25 年における定期監督等の実施件数は 2,554 件(前年比 89 件減)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は 1,915 件 (同 32 件減)、違反率は 75.0% (同 1.3 ポイント増) でした。

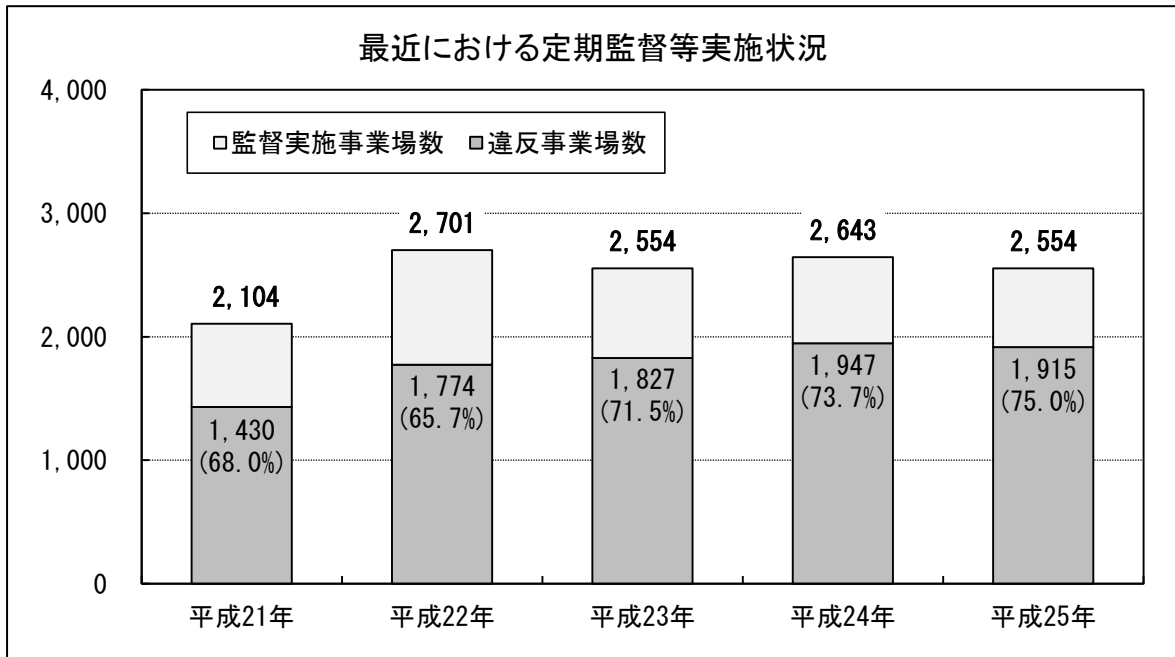


表 1 最近における定期監督等実施状況の推移 (主要な業種別の違反率)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
製 造 業	75.1	71.6	73.6	78.8	81.4
建 設 業	58.6	51.0	61.7	67.4	69.9
運 輸 交 通 業	87.7	87.7	82.0	87.9	80.0
農 林 業	45.1	42.3	34.2	28.9	38.9
商 業	75.5	77.6	81.3	80.1	81.0
金 融 広 告 業	-	73.0	76.5	100.0	55.0
教 育 研 究 業	62.5	68.8	82.4	-	75.0
保 健 衛 生 業	71.6	77.7	75.7	75.9	79.6
接 客 娯 楽 業	91.5	78.2	87.2	79.0	75.8
清 掃 ・ と 畜 業	80.6	87.2	81.3	87.5	75.0
そ の 他 の 事 業	45.4	71.8	66.7	58.5	55.3
合 計	68.0	65.7	71.5	73.7	75.0

※ 年間一定数以上の監督を実施した業種を基にしている。太字・下線は違反率の高い上位 3 位。

(2) 主要な法違反事項の状況

表2 平成25年の定期監督等における主要な業種別の主要な法違反事項の状況

	労働基準法					最低賃金法	労働安全衛生法			
	15条 労働条件の明示	32条 労働時間	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳	4条 最低賃金の効力	10~19条 安全衛生管理体制	20~25条 安全基準	45条 定期自主検査	66条 健康診断
製造業	17.0%	29.5%	18.4%	9.8%	4.6%	3.2%	21.1%	31.7%	21.9%	22.8%
建設業	2.4%	3.3%	2.3%	0.6%	1.2%	0.2%	6.0%	36.9%	4.4%	2.3%
運輸交通業	25.7%	49.5%	18.1%	12.4%	28.6%	2.9%	3.8%	6.7%	8.6%	39.0%
農林業	16.7%	11.1%	13.9%	8.3%	2.8%	-	-	8.3%	13.9%	19.4%
商業	32.5%	21.6%	26.2%	18.4%	13.8%	2.6%	3.0%	3.6%	1.3%	24.9%
金融広告業	25.0%	10.0%	25.0%	-	10.0%	-	5.0%	-	-	20.0%
教育研究業	25.0%	50.0%	37.5%	18.8%	12.5%	-	31.3%	6.3%	12.5%	6.3%
保健衛生業	25.5%	24.8%	37.6%	19.1%	12.1%	5.7%	15.3%	-	-	27.4%
接客娯楽業	37.9%	28.4%	29.5%	13.7%	17.9%	5.8%	5.8%	1.1%	1.1%	30.0%
清掃・と畜業	25.0%	39.3%	35.7%	10.7%	14.3%	-	28.6%	17.9%	3.6%	35.7%
その他の事業	14.9%	23.4%	19.1%	10.6%	12.8%	4.3%	6.4%	-	-	17.0%
合計	16.4%	19.5%	15.9%	8.4%	7.3%	2.3%	10.6%	23.2%	8.7%	17.2%

※ 太字・下線は違反率の高い上位3位（年間30件以上の監督を実施した業種を基にしている。）。

ア 労働基準法関係

① 労働時間（第32条・第40条）……………違反率19.5%

【違反事例】

- 時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、労働者に法定労働時間を超えて労働させているもの。
- 同協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて労働させているもの。

② 労働条件の明示（第15条）……………違反率16.4%

【違反事例】

- 労働者を雇い入れる際に、労働契約の期間、所定労働時間、賃金額や支払方法などの法定事項について書面で交付していないもの。

③ 割増賃金（第37条）……………違反率15.9%

【違反事例】

- 時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の2割5分以上、休日労働は3割5分以上）を支払っていないもの。

④ 就業規則（第89条）……………違反率8.4%

【違反事例】

- 常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出を行っていないもの。

イ 労働安全衛生法関係

① 安全基準（第 20～25 条） …………… 違反率 23.2%

【違反事例】

- 機械の回転軸、ベルト部分で労働者に危険を及ぼすおそれがあった箇所に覆い等を設けていなかったもの。
- 高さが 2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、労働者に作業を行わせていたもの。

② 健康診断（第 66 条） …………… 違反率 17.2%

【違反事例】

- 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに 1回、定期健康診断を実施していないもの。

③ 安全衛生管理体制（第 10～12・14・15・17～19 条）

…………… 違反率 10.6%

【違反事例】

- 常時 50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（衛生管理者など）を選任していないもの。

2 使用停止等処分の実施状況

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、217 件（前年比 55 件減）であり、主なものは、

- ① 墜落のおそれがある作業箇所（②の足場を除く）に手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 519 条違反など） **102 件**
- ② 墜落のおそれがある足場で、作業床が設けられていないものや手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 563 条違反など） **50 件**
- ③ 労働者に危険を及ぼすおそれがある機械の回転軸等に覆い等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 101 条違反） **30 件**

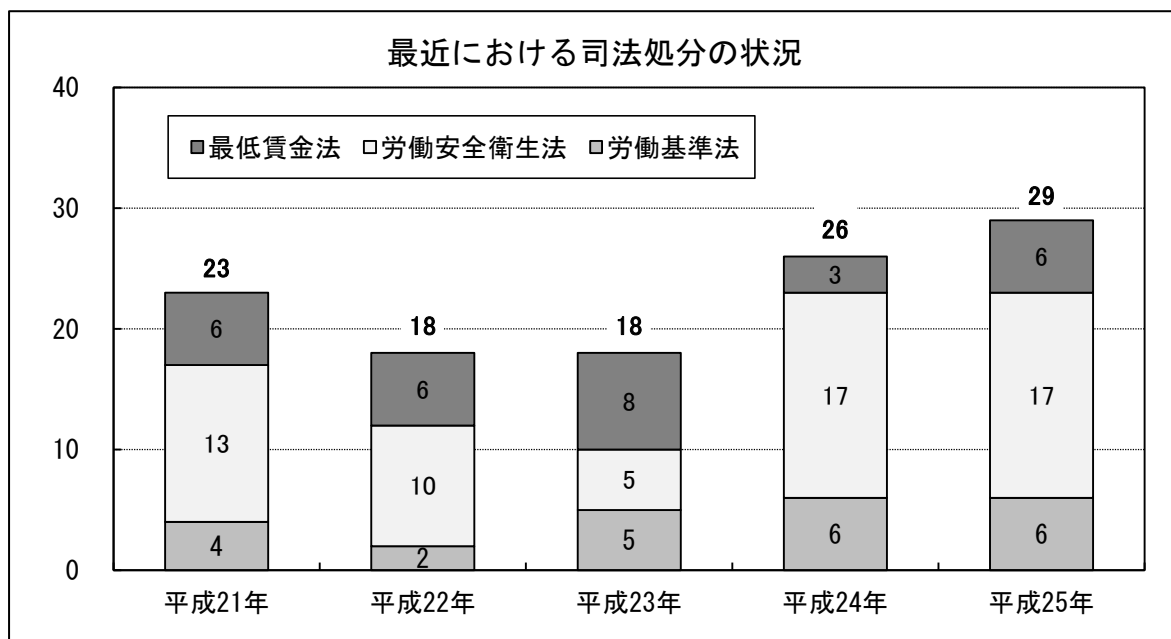
などとなっています。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

3 司法処分の状況

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成 25 年には 29 件（前年比 3 件増）の事案を岡山地方検察庁に送致しています。

事案の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 6 件（前年同）、最低賃金法違反被疑事件 6 件（前年比 3 件増）、労働安全衛生法違反被疑事件 17 件（前年同）となっています。



【送検事例 1】 木造家屋新築工事において、屋根上で作業を行わせるに当たり、墜落防止措置を行っていないもの

【概要】

【建設業】

墜落の危険がある架設通路には、高さ 85 センチメートル以上の手すりや高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以上のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（中さん等）を設けなければならないのに、被疑者である現場代理人は架設通路である階段及び踊場に中さん等を設けなかったものです。労働者が高さ 4.6 メートルの架設通路から墜落し、休業 3 か月以上の労働災害が発生しました。

【送検事例 2】 時間外労働・休日労働に関する協定を締結・届出していないにもかかわらず、労働者に時間外労働を行わせていたもの

【概要】

【商業】

労働者に 1 日 8 時間、週 40 時間の法定労働時間を超えて労働させる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる 36 協定）を労使間で締結し、それを所轄労働基準監督署長に届け出ることになっているのに、被疑者である会社の代表取締役は同協定を締結することなく、労働者に月 80 時間を超える長時間にわたる時間外労働を行わせていたものです。

【送検事例 3】 工事現場で発生した労働災害について、下請会社の関係者らが共謀して、事実と異なる労働者死傷病報告を提出したもの

【概要】

【建設業】

労働者が労働災害等により、死亡し、又は休業したときは、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出することとなっているのに、被疑者である1次下請会社の安全衛生管理者は他の下請会社の関係者と共謀し、労働災害が他の場所で発生した旨の虚偽の労働者死傷病報告を提出したものです。

4 今後の方針

岡山労働局では、平成26年度の行政課題とそれに対して取り組む重点施策等を定めた「平成26年度岡山労働局行政運営方針」を策定し、働く人の健康と安心な職場を守るため、労働者の安全と健康確保対策及び労働条件の確保・改善対策などを推進することとしています。

労働者の安全と健康確保対策においては、平成24年、25年と30件台となった労働死亡災害の撲滅を目指し、労働死亡災害防止対策を推進するとともに、重篤な労働災害が発生しやすい

- 建設業
- 製造業

労働災害発生件数が多い

- 道路貨物運送業
- 社会福祉施設
- 小売業

に対し、重点的に指導を行うこととしています。

労働条件の確保・改善対策においては、我が国の将来を担い、成長の原動力としての若者を始めとして、働く人が活躍しやすい職場環境の整備を推進するため、引き続き、労働基準関係法令の周知に努めるとともに、

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- 賃金不払残業の防止
- 自動車運転者や介護労働者などの法定労働条件の履行確保

などを推進するため、これらに対して重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処することとしています。